三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町新開八七九一の一から八七九一の三まで(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、八七九一の四、八七九一の五から八七九一の九まで(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、八七九一の一〇から八七九一の一二まで、八七九一の一四から八七九一の二三まで、八七九二の一から八七九二の四まで、八七九三、八七九四、八七九五の一、八七九五の二、八七九六から八八〇三まで、八八〇五の一、八八〇五の三から八八〇五の六まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
新開八七九一の三・八七九一の五・八七九一の六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町三岳二七〇五、二七〇八の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町新開七五九三の一、七五九三の六、七五九四の一から七五九四の九まで、七五九五の一から七五九五の一九まで、七五九五の二四、七五九六の一、七五九七の一から七五九七の五まで、七六〇四の一、七六〇四の九、七六〇四の一〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
新開七五九三の一・七五九三の六・七五九四の一から七五九四の九まで・七五九五の一から七五九五の七まで・七五九五の二四・七五九六の一・七五九七の一から七五九七の五まで・七六〇四の一(以上二十六筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字野尻五八四、五八五(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町大字荻原七〇八の七、七一九の一、七一九の四、下伊那郡天龍村長島四三六、六五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町(次の図に示す部分に限る。)

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
美里町(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)